

2022年8月1日

株 主 各 位

名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
株 式 会 社 ア イ ケ イ
代表取締役社長兼COO 長 野 庄 吾

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って2022年8月17日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月18日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
名古屋国際センター 別棟ホール

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第41期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.ai-kei.co.jp>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。
- ・事業報告における「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類における「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類における「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

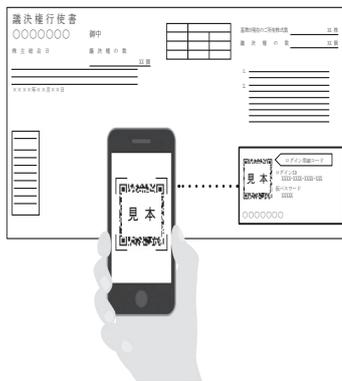
- ・新型コロナウイルス感染予防の観点から、株主の皆様の安全・安心を最優先に株主総会当日のご出席をお控えいただきますようご検討ください。
- ・感染予防措置として、入口付近で検温させていただき、発熱が認められる方は、入場をお断りする場合がございます。また、マスクのご着用と手指のアルコール消毒をお願い申し上げます。
- ・当社役員及び株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会会場内は、座席間隔を充分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・株主総会でのお土産の配布は廃止させていただいております。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

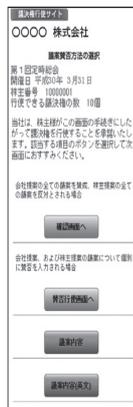
議決権行使書紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

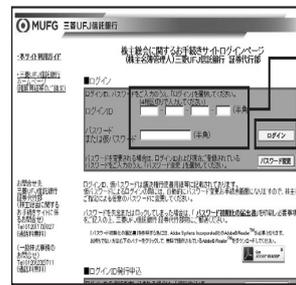
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

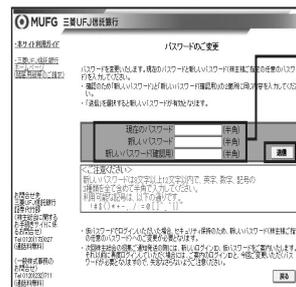
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大抑制を目的とした度重なるまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が発令され一部の業態では消費停滞が見られましたものの、第3回目の予防ワクチン接種により感染者数が減少する中、感染予防対策としての各種規制の緩和等が行われるなど経済社会活動の持ち直しが期待される所となりました。しかしながら原油、原材料価格の高騰や円安の影響などに加え、ロシア・ウクライナ問題等による地政学的リスクの上昇が懸念され、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の下、当社グループは2022年5月期を初年度とする3ヶ年の中期経営計画「IK Way to 2024」を初めて公表し、重点投資領域へのM&A施策の推進を柱に掲げ、TVショッピング、EC、定期購入商品の開発等に取り組んでまいりました。

M&A施策においては、ITソリューション事業の主力商品であるチャットシステム「M-Talk」の日本総販売代理店でありましたコミュニケーション・ブリッジ株式会社の株式全てを取得し、同事業を営む当社の連結子会社であるアルファコム株式会社が吸収合併し、利益率の向上に向けた施策を打ちました。また、定期購入商品の売上シェア拡大を目的につばめの巣由来の美容成分である「コロカリア」を原料とする化粧品事業を行っていたコンビ株式会社から同事業を譲受ける協議を行ってまいりました。

TVショッピング販路では、前連結会計年度において大ヒットとなりました「スピードヒート 温熱ベスト」の売上拡販を目指しTV放映を9月から1月にかけて最大化いたしましたものの、同商品の拡販が3シーズン目となったことから、販売効率が大きく落ち、収益を悪化させる主要因となりました。

なお、当連結会計年度から報告セグメントの名称を以下のように変更しております。

変更前	変更後
B to C事業	ダイレクトマーケティング事業
B to B to C事業	セールスマーケティング事業
その他	ITソリューション事業

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高163億35百万円（前年同期比21.3%減）、営業損失3億60百万円（前年同期は7億5百万円の営業利益）、経常損失3億23百万円（前年同期は7億30百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失9億5百万円（前年同期は3億21百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。（売上は外部顧客への売上高を記載しております。）

・ダイレクトマーケティング事業

売上高は、テレビショッピングで、主力商品の「スピードヒート温熱ベスト」の売上効率が大きくダウンしたことに加え、他の売れ筋商品も売上効率がダウン傾向となりましたことからその売上は大きく落ち込みました。また、「SKINFOOD」店舗においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う度重なるまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言により外出自粛や店舗の営業時間短縮などにより厳しい状況で推移したことから、51億84百万円（前年同期比38.8%減）となり、営業損失は8億5百万円（前年同期は2億98百万円の営業利益）となりました。

・セールスマーケティング事業

売上高は、店舗ルートにおいて微増となりましたものの、生協ルート及び通販ルートでの巣ごもり需要が一巡した影響もあり、微減いたしましたことから106億99百万円（前年同期比10.0%減）となり、営業利益は3億95百万円（前年同期比21.9%増）となりました。

・ITソリューション事業

売上高は、主力商品であるチャットシステム「M-Talk」の拡販営業により売上が拡大していることから、4億50百万円（前年同期比12.1%増）となり、営業利益は29百万円（前年同期比43.0%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3億65百万円で、その主なものはテレビショッピングの映像製作及びソフトウェア等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として11億円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (2019年5月期)	第 39 期 (2020年5月期)	第 40 期 (2021年5月期)	第 41 期 (当連結会計年度) (2022年5月期)
売 上 高(千円)	17,614,980	18,483,995	20,754,610	16,335,372
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	437,836	623,750	730,620	△323,419
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損 失 (△) (千円)	238,180	384,064	321,317	△905,533
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	31.85	52.19	42.60	△115.95
総 資 産(千円)	6,818,376	7,369,198	7,226,486	7,378,271
純 資 産(千円)	2,688,819	2,809,631	3,557,475	2,504,647
1株当たり純資産額 (円)	359.61	385.34	451.96	321.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (2019年5月期)	第 39 期 (2020年5月期)	第 40 期 (2021年5月期)	第 41 期 (当事業年度) (2022年5月期)
売 上 高(千円)	13,252,985	12,043,683	11,934,476	10,883,024
経 常 利 益(千円)	466,325	240,936	323,897	90,449
当期純利益又は当期純 損 失 (△) (千円)	282,709	150,218	146,846	△147,630
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	37.81	20.41	19.47	△18.90
総 資 産(千円)	6,199,435	6,199,630	6,055,471	6,175,860
純 資 産(千円)	2,430,044	2,356,203	2,933,621	2,638,720
1株当たり純資産額 (円)	325.00	323.93	372.72	339.41

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社フードコスメ	45百万円	100.00%	SKINFOOD化粧品等の販売
株式会社プライムダイレクト	70百万円	100.00%	テレビショッピング等
アルファコム株式会社	62百万円	97.87%	チャットシステム等の販売
艾瑞碧(上海)化粧品有限公司	3,270千中国元	60.00% (60.00%)	化粧品の販売等
I.K Trading Company Limited	3,100千香港ドル	100.00%	化粧品の販売等

(注) 議決権比率欄の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画「IK Way to 2024」において、事業ポートフォリオマネジメントを強化するため、重点投資事業を明確化し、特にダイレクトマーケティング事業のTVショッピング販路及びECショッピング販路への投資強化と定期購入型商品の開発強化により、収益の拡大を目指しております。

今後のわが国における経済動向は、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中、原油、原材料価格の高騰やウクライナ情勢等による地政学的リスクの上昇懸念、加えて円安の進行など依然として先行き不透明な状況が続くものと思われま。

このような環境の中、当社グループはダイレクトマーケティング事業のTVショッピング販路の立て直しが急務と考えており、①販売力のある売切り型商品を常時4アイテムほど確保し、売上確保のためのポートフォリオを確立すること。②放映枠の選定と圧縮によりTVショッピングでの広告宣伝費を削減すること。③定期購入型商品の開発及び拡販強化を推し進めることが重要と考えており、これらの課題に対して施策を講じてまいります。また、セールスマーケティング事業では、既存ルートへの商品力強化を図り、お客様に喜んで頂ける商品を提供することで基盤となる生活協同組合販路の売上拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
ダイレクトマーケティング事業	テレビショッピング、インターネットショッピング、リアル店舗での「SKINFOOD」及び韓国化粧品販売等の小売事業
セールスマーケティング事業	生活協同組合、通信販売会社、小売店舗、海外パートナー企業等への卸売事業
ITソリューション事業	チャットシステム、音声通話録音システムの販売等

(6) 主要な営業所 (2022年5月31日現在)

当 社	本 社：名古屋市中村区 本 店：名古屋市中村区 東京支社：東京都中央区
(連 結 子 会 社) 株式会社フードコスメ	本社：東京都中央区
(連 結 子 会 社) アルファコム株式会社	本社：東京都千代田区
(連 結 子 会 社) 株式会社プライムダイレクト	本社：名古屋市中村区
(連 結 子 会 社) 艾瑞碧(上海)化粧品有限公司	中国上海市
(連 結 子 会 社) I.K Trading Company Limited	香港九龍

(7) 使用人の状況 (2022年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
ダイレクトマーケティング事業	104(27)名	5名減 (2名増)
セールスマーケティング事業	102(20)名	19名減 (2名減)
ITソリューション事業	18(1)名	7名増 (-)
合 計	224(48)名	17名減 (-)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
101 (20) 名	16名減 (2名減)	35.6歳	9.4年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 人員減は自己都合退職等によるものであります。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社愛知銀行	543,102
株式会社三井住友銀行	507,410
株式会社商工組合中央金庫	354,860
株式会社十六銀行	176,681
株式会社りそな銀行	98,073
株式会社みずほ銀行	56,658

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2022年7月14日開催の取締役会において、当社のセールスマーケティング事業を当社の完全子会社である株式会社アイケイ分割準備会社(2022年12月1日付で「株式会社アイケイ」に商号変更予定。)に承継させる吸収分割を行うため、同社との間で吸収分割契約の締結を承認することを決議し、同日、同社との間で吸収分割契約を締結いたしました。また、この吸収分割に伴い、2022年12月1日付(予定)で当社の商号を「株式会社IKホールディングス」へ変更いたします。なお、吸収分割の詳細につきましては、今回の株主総会の議案として参考書類第2号議案「吸収分割契約承認の件」のとおりでありますので、ご参照ください。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 31,065,600株
- ② 発行済株式の総数 8,308,000株 (自己株式634,376株を含む)
- ③ 株主数 8,441名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 A M	1,210,000	15.76
日本マスタートラスト信託銀行株式 会 社 (信 託 口)	424,600	5.53
飯 田 裕	161,400	2.10
アイケイ取引先持株会	156,500	2.03
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (F E - A C)	143,241	1.86
鬼 頭 洋 介	130,000	1.69
飯 田 清 子	124,000	1.61
堀 正 工 業 株 式 会 社	120,000	1.56
飯 田 悠 起	101,600	1.32
山 中 亜 子	101,600	1.32

(注) 当社は、自己株式634,376株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

当社は、2019年8月22日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2021年9月14日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年9月30日付で取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名に対し、自己株式12,000株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	
発行決議日		2019年9月10日	
新株予約権の数		320個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,000 株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 44,400円 (1株当たり 444円)	
権利行使期間		2022年10月1日から 2027年9月30日まで	
行使の条件		(注)	
役員 保有状況	取締役 (監査等委員・社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	320個 32,000株 4人

(注) 権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、執行役員、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

当社は、2021年9月24日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社グループの経営陣並びに従業員が一丸となり、責任を持って中期経営計画を達成し、株主価値の向上を意識した企業経営を推進するためには、適切なインセンティブの制度設計が肝要であると考え、より一層の事業意欲及び士気を向上させながら、経営陣並びに従業員と株主の利害の連動性を高めることが必要であると考え、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第3回新株予約権	
発行決議日		2021年9月24日	
新株予約権の数		2,350個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 235,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり600円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 60,600円 (1株当たり 606円)	
権利行使期間		2024年8月1日から 2029年7月31日まで	
行使の条件		(注)	
割 当 先	当社取締役(監査等委員・社外取締役を除く)、従業員並びに当社子会社の取締役および従業員	新株予約権の数	2,350個
		目的となる株式数	235,000株
		保有者数	123人

(注) 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2022年5月期から2024年5月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書、以下同様。)及び連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書、以下同様。)から求められる調整後EBITDAが下記(a)または(b)に定める水準を超過した場合、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。ただし、1個未満の端数が生じる場合においては切り捨てるものとする。)を上限として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 調整後EBITDAが1,350百万円を超過した場合：行使可能割合40%

(b) 調整後EBITDAが1,970百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、当該調整後EBITDAの計算においては【EBITDA(営業利益+償却費)±M&A 関連費用±構造改革費用(株式報酬費用含む)】とし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員並びに業務委託契約関係が継続していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼CEO	飯 田 裕	艾瑞碧(上海)化粧品有限公司董事長
代表取締役社長兼COO	長 野 庄 吾	株式会社プライムダイレクト代表取締役社長
常 務 取 締 役	高 橋 伸 宜	管理統括
取 締 役	熊 澤 敬 二	海外統括 艾瑞碧(上海)化粧品有限公司董事兼総経理 I.K Trading Company Limited Director
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	近 藤 さ き え	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	和 田 圭 介	オリンピック法律事務所パートナー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	菅 生 新	株式会社エグゼクティブ代表取締役 株式会社ニューイング代表取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)近藤さきえ氏、和田圭介氏、菅生 新氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)近藤さきえ氏、和田圭介氏、菅生 新氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)近藤さきえ氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の円滑な運営と監査・監督機能の実効性を高めるため、取締役(監査等委員)近藤さきえ氏を常勤の監査等委員に選定しております。チームマネージャー職以上で構成する重要な会議等に出席するほか、日常的に取締役(監査等委員を除く)及び従業員から業務執行に係る重要情報を収集しております。また、内部監査室及び会計監査人との緊密な連携が図られております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
該当事項はありません。

⑤ 取締役の報酬等

当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。その決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系を取り入れつつ、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動を考慮した賞与および非金銭報酬である株式報酬（ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬と賞与を支払うこととする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、毎月の固定報酬とし、内規で定められた各取締役の役位に応じた報酬額を基準とし、担当職務に応じて、各期の業績、貢献度、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとする。

ハ. 賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の賞与は、業績連動報酬としての効果を有しており、業績貢献への意欲を高めることを目的とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当社個別業績の前事業年度における税引前当期純利益の約9%を目途として算出された額を賞与総額として、役位等により個別の額を取締役会にて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとする。

ニ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値を意識した経営の推進を図ることを目的としてストック・オプションを付与することとし、株主総会で決定したストック・オプション報酬額の限度内（年額20百万円以内）において、個別に個数を割り当て、取締役会で決定するものとする。

また、当社グループの中長期的な業績向上への貢献意欲を高めるとともに、株主様との利益意識の共有を図ることなどを目的とし、譲渡制限付株式報酬を支給することとし、株主総会で決定した譲渡制限付株式報酬の限度内（年額100万円以内）において、役位等に応じて個別に個数を割り当て、取締役会で決定するものとする。

ホ. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、非金銭報酬の額のウェイトを考慮し、社外取締役の意見も踏まえ決定するものとする。

ヘ. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、個人別の報酬等の具体的内容については、上記報酬等の決定手続については各報酬の決定方針に従い、監査等委員である社外取締役の意見を踏まえたうえで、取締役会にて個別決定しておりますことから、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	ストックオプション	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	113,370 (-)	81,600 (-)	22,600 (-)	7,566 (-)	1,603 (-)	4 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	13,350 (13,350)	10,800 (10,800)	2,550 (2,550)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	126,720 (13,350)	92,400 (10,800)	25,150 (2,550)	7,566 (-)	1,603 (-)	7 (3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年8月24日開催の第35期定時株主総会において、賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額300万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名となります。また、2019年8月22日開催の第38期定時株主総会において、別枠の報酬として譲渡制限付株式報酬額として年額100万円以内、ストック・オプション報酬額を年額200万円以内とそれぞれ決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名となります。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年8月24日開催の第35期定時株主総会において賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額60万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名となります。

⑦ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）和田圭介氏は、オリンピア法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）菅生 新氏は、株式会社エグゼクティブ及び株式会社ニューイングの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (常勤監査等委員) 近藤 さきえ	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から主に会計についての意見を述べております。また、内部監査等について適宜必要な発言・アドバイスを行っており、その役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 和田 圭介	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から遵法及び事業の健全性等についての意見・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 菅生 新	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。経営者として、また、複数の企業での要職の経験から事業の健全性等についての意見・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 栄 監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果、報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である収益認識基準の会計指導業務の対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,553,139	流動負債	3,519,906
現金及び預金	1,075,932	買掛金	893,214
受取手形及び売掛金	2,612,223	短期借入金	800,000
商品及び製品	2,405,121	1年内返済予定の長期借入金	692,777
原材料及び貯蔵品	15,299	未払金	720,741
その他	445,800	未払法人税等	115,846
貸倒引当金	△1,239	賞与引当金	33,530
固定資産	825,132	事業損失引当金	15,660
有形固定資産	197,216	その他	248,135
建物及び構築物	87,239	固定負債	1,353,717
土地	80,216	長期借入金	1,044,007
その他	29,760	退職給付に係る負債	140,835
無形固定資産	208,153	その他	168,875
のれん	72,038	負債合計	4,873,623
その他	136,115	(純資産の部)	
投資その他の資産	419,761	株主資本	2,470,143
投資有価証券	41,485	資本金	620,949
長期貸付金	104,577	資本剰余金	680,412
繰延税金資産	92,709	利益剰余金	1,401,804
差入保証金	144,839	自己株式	△233,023
その他	47,368	その他の包括利益累計額	263
貸倒引当金	△11,218	その他有価証券評価差額金	1,165
資産合計	7,378,271	為替換算調整勘定	△902
		新株予約権	34,240
		純資産合計	2,504,647
		負債及び純資産合計	7,378,271

連結損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,335,372
売上原価		8,934,976
売上総利益		7,400,396
販売費及び一般管理費		7,760,431
営業外収益		360,035
受取利息	993	
受取配当金	863	
受取手数料	1,042	
受取家賃	855	
投資有価証券売却益	2,415	
為替差益	33,824	
助成金収入	4,407	
出向金の負担	9,600	
その他	8,147	62,150
営業外費用		
支払利息	8,370	
事業損失引当金繰入	15,660	
その他	1,503	25,533
経常損失		323,419
特別利益		
課徴金引当金戻入	13,943	13,943
特別損失		
固定資産除却損	21,997	
減損損失	251,844	
顧客補償等対応費用	115,151	
訴訟関連損失	17,545	406,538
税金等調整前当期純損失		716,014
法人税、住民税及び事業税	173,137	
法人税等調整額	19,329	192,467
当期純損失		908,481
非支配株主に帰属する当期純損失		2,948
親会社株主に帰属する当期純損失		905,533

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,980,009	流 動 負 債	2,437,943
現金及び預金	684,898	買掛金	848,761
受取手形	32,121	短期借入金	300,000
売掛金	2,228,252	1年内返済予定の長期借入金	577,528
商品及び製品	1,204,560	未払金	405,126
原材料及び貯蔵品	13,145	未払費用	54,322
前渡金	3,990	未払法人税等	112,871
前払費用	62,715	賞与引当金	27,180
短期貸付金	386,533	関係会社事業損失引当金	24,360
その他	398,264	その他	87,792
貸倒引当金	△34,474	固 定 負 債	1,099,196
固 定 資 産	1,195,850	長期借入金	789,486
有 形 固 定 資 産	194,061	退職給付引当金	140,835
建物	86,815	その他	168,875
土地	80,216	負 債 合 計	3,537,139
その他	27,029	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	165,786	株 主 資 本	2,603,313
のれん	31,000	資本金	620,949
ソフトウェア	34,188	資本剰余金	678,412
その他	100,597	資本準備金	543,649
投資その他の資産	836,002	その他資本剰余金	134,763
投資有価証券	13,528	利 益 剰 余 金	1,536,975
関係会社株式	89,957	利益準備金	9,500
長期貸付金	1,112,478	その他利益剰余金	1,527,475
繰延税金資産	87,601	別途積立金	400,000
その他	131,392	繰越利益剰余金	1,127,475
貸倒引当金	△598,955	自 己 株 式	△233,023
資 産 合 計	6,175,860	評価・換算差額等	1,165
		その他有価証券評価差額金	1,165
		新 株 予 約 権	34,240
		純 資 産 合 計	2,638,720
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,175,860

損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		10,883,024
売 上 原 価		6,898,367
売 上 総 利 益		3,984,656
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,562,802
営 業 利 益		421,854
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,106	
受 取 手 数 料	30,227	
為 替 差 益	33,155	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,415	
そ の 他	12,429	85,334
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,268	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	385,446	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	24,360	
そ の 他	664	416,739
経 常 利 益		90,449
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	71,303	71,303
税 引 前 当 期 純 利 益		19,145
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	169,806	
法 人 税 等 調 整 額	△3,030	166,775
当 期 純 損 失		147,630

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月11日

株式会社アイケイ
取締役会 御中

栄 監査法人

名古屋事務所

代表社員 公認会計士 玉置 浩一
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高原 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイケイの2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイケイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含ま

れておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため

に、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月11日

株式会社アイケイ
取締役会 御中

栄 監査法人

名古屋事務所

代表社員 公認会計士 玉置 浩 一
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高 原 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイケイの2021年6月1日から2022年5月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、代表取締役との定例会合を実施し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月13日

株式会社アイケイ 監査等委員会

常勤監査等委員 近藤 さきえ ⑩

監査等委員 和田 圭介 ⑩

監査等委員 菅生 新 ⑩

(注) 監査等委員近藤さきえ、和田圭介及び菅生 新は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。将来の事業展開に備え内部留保による企業体質の強化を図る一方で、利益配分につきましては配当性向20%を目途とし、今後の経営環境等を勘案して決定する方針といたしております。この方針を踏まえ、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、普通配当を12円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は92,083,488円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年8月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

持株会社体制への移行を目的として、当社と当社100%出資の分割準備会社である株式会社アイケイ分割準備会社(以下、「承継会社」といいます。)は、2022年12月1日を効力発生日として、当社が経営するセールスマーケティング事業を承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本吸収分割」といいます。)を行うこととし、本吸収分割にかかる吸収分割契約を2022年7月14日付で締結いたしました。

本議案は、上記吸収分割契約についてご承認をお願いするものであります。

なお、2022年12月1日をもって、当社は、「株式会社IKホールディングス」に、承継会社は「株式会社アイケイ」にそれぞれ商号を変更する予定であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書(写)

株式会社アイケイ(以下「甲」という)および株式会社アイケイ分割準備会社(以下「乙」という)は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本件会社分割」という)について、以下のとおり吸収分割契約書(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は本契約の定めに従い、本件効力発生日(第5条において定義する)をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲のセールスマーケティング事業(以下「本件対象事業」という)に関して有する第2条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(承継する権利義務)

- 1 甲は、2022年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(その詳細は別紙に定める)を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第3条(分割対価の交付)

乙は本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として乙の普通株式1株を甲に対して交付する。

第4条(乙の資本金および準備金)

乙は本件会社分割により、資本金および準備金の額を増加しない。

第5条(効力発生日)

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、2022年12月1日とする。

第6条(分割承認決議等)

甲および乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条(競業避止義務)

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条(会社財産の管理等)

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行および財産の管理をし、また乙は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理をするものとし、それぞれ本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両者協議するものとする。

第9条(本契約の変更等)

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条(本契約の効力)

本件効力発生日の前日までに、第6条に定める甲および乙の株主総会における本契約の承認ならびに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第11条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を乙はその写しを保有する。

2022年7月14日

甲 住 所：名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
会社名：株式会社アイケイ
代表者：代表取締役 飯田 裕 ⑩

乙 住 所：名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
会社名：株式会社アイケイ分割準備会社
代表者：代表取締役 飯田 裕 ⑩

承継権利義務明細書

効力発生日において、本件吸収分割により、吸収分割承継会社が承継する権利義務は、以下のとおりとする。承継する権利義務のうち資産および負債の評価については、2022年5月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1 資産

(1) 流動資産

- ① 本件対象事業に属する現金および預金
- ② 本件対象事業に属する売掛債権、商品、貯蔵品、前払費用およびその他の流動資産

(2) 固定資産

- ① 有形固定資産
本件対象事業に属する工具器具備品等の有形固定資産
- ② 無形固定資産
本件対象事業に属するソフトウェア等の無形固定資産
- ③ 投資その他の資産
本件対象事業に属する長期前払費用等の投資その他の資産

2 債務

(1) 流動負債

本件対象事業に属する買掛債務、未払金、未払費用、預り金、前受金、賞与引当金、未払法人税および住民税ならびに未払消費税等の流動負債

(2) 固定負債

本件対象事業に属する退職給付引当金等の固定負債

3 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本件対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

(2) その他の契約

本件対象事業に関する商品取引基本契約、業務委託契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 交付する株式数に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際し、普通株式1株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に対して割当交付します。

承継会社は、当社の100%子会社であり、本吸収分割に際し、承継会社が発行する全ての株式が当社に割当て交付されるため、相当であると判断いたしました。

② 資本金および準備金の額に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社の資本金および資本準備金の額は変動いたしません。承継会社が本吸収分割により当社から承継する権利義務の内容、ならびに本吸収分割後における承継会社の事業の内容および規模に照らして決定したものであり、承継会社の資本金および資本準備金の額は、相当な額であると判断いたしました。

(2) 承継会社における最終事業年度に係る計算書類等

承継会社の第1期事業年度は、会社設立の日である2022年7月1日から2023年5月31日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度は終了しておりませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。なお、承継会社の成立の日の貸借対照表は、次のとおりです。

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000千円	株主資本 資本金	10,000千円 10,000千円
資産合計	10,000千円	負債・純資産合計	10,000千円

(3) 承継会社の設立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2022年12月1日(予定)をもって持株会社体制へ移行いたします。

これに伴い、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)の一部を変更し、併せて2022年12月1日にその効力が発生する附則を設けるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、上記(1)による本定款変更は、第2号議案が承認可決すること及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、本吸収分割の効力発生日をもってその効力を生ずるものとしします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社アイケイと称し、 英文では、 <u>I. K Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社IKホールディングスと称し、英文では <u>IK HOLDINGS Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>並びに次の事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u>
(1)～(15) (条文省略)	(1)～(15) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="180 235 783 331">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="180 340 770 757">第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="395 817 497 862">(新 設)</p>	<p data-bbox="1023 286 1125 331">(削 除)</p> <p data-bbox="815 766 1029 810">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="810 819 1401 965">第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="863 981 1401 1227">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面 交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>第1条および第2条の変更は、2022年12月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本項は第1条および第2条の効力発生後、これを削除するものとする。これにより次項以降、1項ずつ繰り上げる。</u> 2. <u>現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> 3. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお、効力を有する。</u> 4. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、迅速な意思決定を行うために1名減員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において各候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	飯田 裕 (1955年3月23日生)	1982年5月 アイケイ商事有限会社（現株式会社アイケイ）設立取締役 1990年4月 当社代表取締役社長 2015年8月 当社代表取締役会長兼CEO(現任) (重要な兼職の状況) 艾瑞碧(上海)化粧品有限公司董事長	161,400株
(取締役(監査等委員であるものを除く。))候補者とした理由) 飯田 裕氏は、当社の代表取締役として長年にわたり当社の持続的な成長を目指し、常に変革を求めるとともに、強いリーダーシップで経営を牽引してきました。経営に関する豊富な知見と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ながのしょうご 長野庄吾 (1969年12月25日生)	1995年8月 当社入社 2000年5月 当社営業部部門長 2002年2月 当社営業企画部部門長 2004年3月 当社執行役員 2005年8月 当社取締役 2005年10月 当社取締役兼バイヤーチームマネージャー 2006年6月 当社取締役企画統括兼バイヤーチームマネージャー 2007年4月 当社取締役企画統括 2008年12月 当社取締役ダイレクトマーケティング統括 2012年8月 当社取締役雑貨・ダイレクトマーケティング統括 2013年6月 当社常務取締役雑貨・ダイレクトマーケティング統括 2014年6月 当社専務取締役営業統括 2015年8月 当社代表取締役社長兼COO(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プライムダイレクト 代表取締役社長	54,400株
(取締役(監査等委員であるものを除く。))候補者とした理由 長野庄吾氏は、長年にわたり企画統括、営業統括として、また、現在はCOOとして当社の成長・発展に大きな貢献を果たしております。これらの幅広い経験と実績は当社の経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たか はし のぶ よし 高橋 伸 宜 (1959年4月27日生)	2000年6月 当社入社 2001年6月 当社管理部部門長 2004年3月 当社管理チームマネージャー 2005年8月 当社取締役兼管理チームマネージャー 2006年6月 当社取締役管理統括兼管理チームマネージャー 2012年8月 当社常務取締役管理統括(現任)	41,500株
	(取締役(監査等委員であるものを除く。))候補者とした理由 高橋伸宜氏は、長年にわたり管理統括として、人事・総務・経理等の管理部門全体の統括を務めており、その高い専門性と知見、幅広い経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。		

(注)各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	^{やま もと あつみ} 山本あつ美 (1976年9月21日生) 新任	2001年4月 株式会社資生堂入社 2010年2月 有限責任あずさ監査法人入所 2014年3月 公認会計士登録	一株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 山本あつ美氏は、公認会計士として上場会社等の会計監査業務に携わった経歴により、会社経営の健全性及び透明性に関する豊富な知見を有しております。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、取締役会において有益な提言・助言をいただけると考え、取締役として選任をお願いするものです。		
2	^{わだ けい すけ} 和田圭介 (1979年2月26日生)	2005年10月 弁護士登録 2005年10月 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業入所 2013年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2017年2月 オリムピア法律事務所パートナー(現任) 2019年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) オリムピア法律事務所パートナー	一株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 和田圭介氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、法律の専門家として国内のみならず、米国ニューヨーク州の弁護士登録もされており、豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、取締役会において有益な提言・助言をいただけると考え、引続き取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	菅 生 新 (1959年8月8日生)	1984年4月 藤沢薬品工業株式会社(現アステラス製薬株式会社)入社 1993年11月 株式会社エグゼクティブ大阪(現株式会社エグゼクティブ)設立代表取締役(現任) 2001年6月 株式会社エフアンドエム社外監査役 2002年6月 株式会社エスケイジャパン社外監査役 2013年11月 夢の町創造委員会株式会社社外取締役 2016年12月 株式会社ニューイング設立代表取締役(現任) 2020年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エグゼクティブ代表取締役 株式会社ニューイング代表取締役	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由等) 菅生 新氏を社外取締役候補者とした理由は、経営コンサルタントとしての専門知識及び社外役員として多数の企業経営に関与した豊富な経験と知見を有していることから、客観的な視点で職務を適切に遂行できるものと判断いたし、監査等委員である取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保に資することを期待し、引続き取締役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本あつ美氏、和田圭介氏、菅生 新氏は、監査等委員である社外取締役候補者ではありません。
3. 和田圭介氏、菅生 新氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。和田圭介氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となり、菅生 新氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 和田圭介氏及び菅生 新氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は引続き両氏を独立役員とする予定であります。また、山本あつ美氏につきましても、両取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 和田圭介氏、菅生 新氏と当社の間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏が原案どおり再選されますと、当該責任限定契約は継続となります。また、山本あつ美氏が原案どおり選任されますと、当社は同氏との間で前述の責任限定契約を締結する予定であります。

【ご参考】本総会終結後の各役員のスキルマトリックス

本総会において各取締役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

	氏名	企業経営	マーケティング	品質管理	組織・人材	法務・リスク管理	財務・会計
社内	飯田 裕	○	○	○	○		
	長野 庄吾	○	○	○	○		
	高橋 伸宜	○			○	○	○
社外	山本 あつ美					○	○
	和田 圭介					○	
	菅生 新	○	○			○	

第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する報酬等の額は2016年8月24日開催の第35期定時株主総会において、各事業年度を対象とし、賞与を含めた報酬として年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご承認いただいております。また、2019年8月22日開催の第38期定時株主総会において、取締役に対するストック・オプション報酬額を別枠の報酬として、新株予約権を取締役に対して年額20百万円以内の範囲で割当ててることをご承認いただくとともに、同定時株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を上記の報酬とは別枠で年額10百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は機動的な人事戦略と当社グループ内の人材の流動化を行うことで、より強固な企業グループを構築することを目的として、譲渡制限付株式割当契約の譲渡制限期間について変更を行うことにつき譲渡制限期間の到来していないものも含めてお願いするものであります。

なお、当社は事業報告16頁及び17頁記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであり、内容は相当であると判断しております。

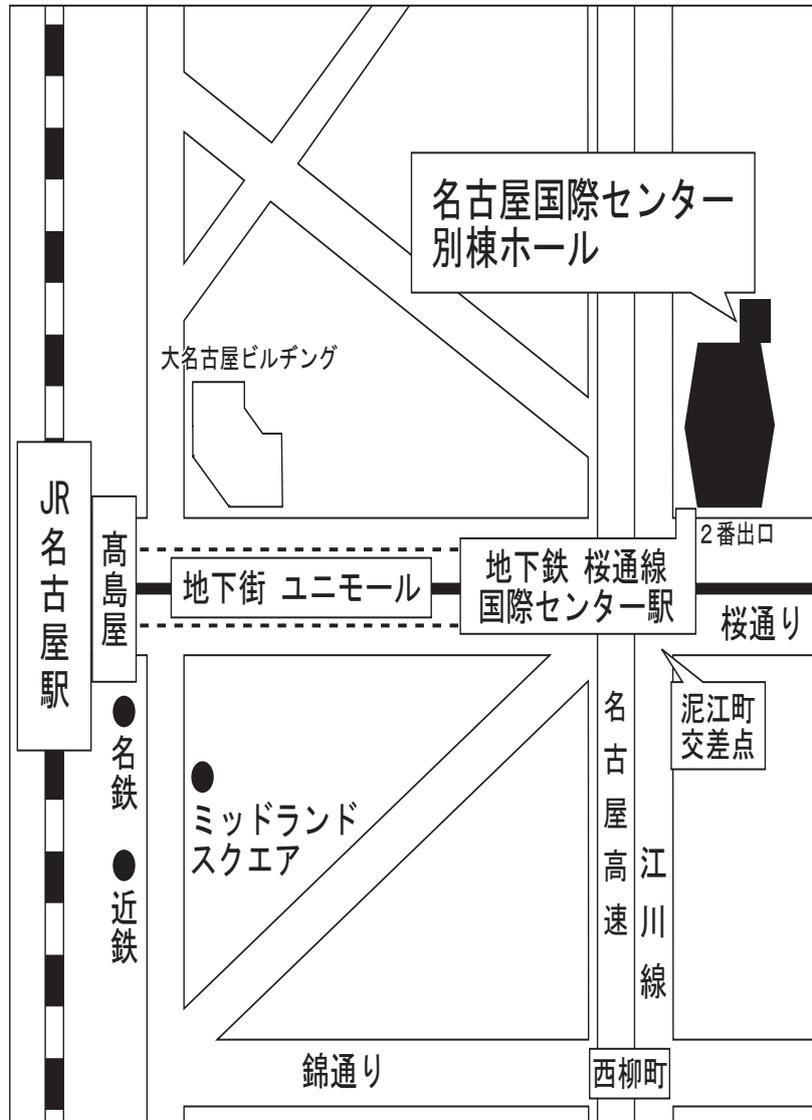
(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>(1)譲渡制限期間 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役を当社取締役会が正当と認める理由で退任する日までの間(以下、「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)</p>	<p>(1)譲渡制限期間 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から当社及び当社子会社の取締役又は従業員を当社取締役会が正当と認める理由で退任又は退職する日までの間(以下、「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)</p>
(2)省略	(2)現行どおり
(3)省略	(3)現行どおり
(4)省略	(4)現行どおり

以上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
名古屋国際センター 別棟ホール



交通機関

- ・ JR名古屋駅 桜通口から徒歩7分
(地下街ユニモールを進んでいただくと、国際センター駅2番出口方面から連絡通路直結)
- ・ 地下鉄桜通線「国際センター駅」2番出口方面から連絡通路直結

※当日は駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。